

## 1. 問題点

- (1) 総務省の一般的な見解は、Cota を用いたワイヤレス充電機器（「本件機器」）は、電波を送っているため、「無線設備」（電波法 2 条 4 号）に該当するというもの。

（※）なお、具体的検討により、高周波利用設備（電波法 100 条）に該当する余地もあると考えられる。
- (2) 上記の総務省の見解の結果、本件機器は「無線局」（電波法 2 条 5 号）に該当することになり、原則として、許可又は技術基準への適合が義務付けられる。
  - a. （以下の b. の無線局を除き）無線局を開設するためには、無線局を開設しようとする者（実際に電波を送ろうとするエンドユーザー）は、総務大臣の許可を取得しなければならない（電波法 4 条本文）。
  - b. 一定の無線局（発射する電波が微弱等）については、許可は不要だが、法定の技術基準に適合させなければならない（電波法 4 条ただし書き）
- (3) 問題点
  - a. 無線局開設のための義務を履行するためには、「無線設備規則」等で準拠すべき具体的な技術基準等が定められている必要がある。
  - b. しかし、ワイヤレス充電は現行法上想定されておらず、Cota が準拠すべき基準は存在しない。そのため、許可や技術基準適合証明を受けることは事実上不可能。
  - c. しかも、一般的に、新たな技術基準の設定には数年を要する。

## 2. ご提案

- (1) 本件技術は、IoT 社会の基盤となり得る上、米国規制当局（連邦通信委員会（FCC））による具体的なレビューが進んでおり、Cota に対する承認取得も視野に入っているところ。かかる状況に鑑み、レギュラトリーサンドボックスを用いた迅速な制度整備を行えないか。
  - a. 具体的には、速やかに本件技術の運用を認める上で必要不可欠な条件（混信防止、人体防護等のための条件。例えば、構内利用への限定、電力量に関する規律等。）を早期に設定した上、事前規制である電波法 4 条の本件技術に対する適用を停止し、国内での実証を認めることはできないか。
  - b. 仮に問題が発生した場合は実証の停止を行う等、柔軟な対応ができる運用体制の整備も想定。
- (2) 半年程度の実証後、重大な問題が生じなければ、当該実証で得られた知見も含めて、迅速に電波法令上の制度整備を行うことが必要。

（※）制度整備にあたっては、高周波利用設備に該当する余地があるという見解も含め、適切な制度設計を幅広く検討することを想定。

（※）なお、特定の設備を用いた「実験」は、現行法でも実験試験局という種別の無線局免許を取得することで可能であるが、本技術は実験段階を終了しており、複数の工場、小売店舗等、様々な環境における実際の利用による影響を評価する「実証」を行う必要がある。

(別紙)

○参照条文

電波法（昭和二十五年五月二日号外法律第三百一十一号）

(定義)

**第二条** この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

(中略)

四 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。

五 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。但し、受信のみを目的とするものを含まない。

(以下略)

(無線局の開設)

**第四条** 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

(以下略)

(高周波利用設備)

**第百条** 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。）

二 無線設備及び前号の設備以外の設備であつて十キロヘルツ以上の高周波電流を利用するもののうち、総務省令で定めるもの

(以下略)